

相談センターだより

令和元年 8 月号 (第 81 号)

〒154-0023 東京都世田谷区若林 4 丁目 14 番 29 号

NPO 法人いきいきライフ相談センター

TEL : 090-5203-3501

E メール : ozawa007a@yahoo.ne.jp

メインテーマ 社会保障制度改革について

今回は社会保障制度改革について、厚生労働省の資料を参考にまとめてみました。

◎ 社会保障制度とは

人は、自らの責任と努力によって生活を営むことが原則です。しかしながら、生活を営む上で生起する様々なリスク(病気・疾病及び高齢・障害等による稼働能力の低下等)によって、生活を維持することが困難になることが考えられます。

このような一人では対応できないリスクを社会全体で対応する制度が社会保障制度です。

社会保障制度は、

- ①人々の生活の安定を図ることを目的とした「社会保険」(年金・医療・介護・雇用・業務災害補償の 5 つ)
- ②高齢者や障害のある人などの支援を行う「社会福祉」
- ③生活に困っている人々を助ける「公的扶助」
- ④人々の健康を維持するための予防や衛生環境を整える「保健医療・公衆衛生」

があります。

また、①については、国民の保険料と税金によって、

②～④については、税金で賄われています。

◎ 社会保障制度改革の必要性

従来の社会保障制度の特徴は、

- サラリーマングループと自営業者等グループの 2 本立による国民皆保険制度
- 企業による雇用保障(終身雇用制)
- 子育て・介護における家族責任の重視
- 小規模で高齢者中心の社会保障支出であり、現役世代が高齢者世代を支えることを主体としたものでした。
しかしながら、
- 人口の高齢化、現役世代の減少
(1965 年には、1 人の高齢者を 9 人の現役世代で支えていたが、2012 年には 2.4 人、そして 2040 年には 1.5 人となることが予測されている。)
- 非正規雇用の増加等雇用基盤の変化

○家族形態の変化(核家族化)

○高齢化に伴う社会保障給付の増大

等によって、社会保障環境が大きく変化しているにもかかわらず、

○高齢者への給付が手厚く、現役世代の生活リスクに対応できていない

○貧困問題や格差拡大への対応が不十分

○社会保障費用の多くが赤字国債により賄われ、負担を将来世代へ先送り

の状態であり、これらを改善する必要がありました。

◎ 社会保障制度改革推進法の成立

平成 24 年、議員立法により「社会保障制度改革推進法」が成立し、改革に関する基本的な考え方及び検討のための社会保障制度改革国民会議の設置が示されました。制度改革の基本的な考え方は、「給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心という制度を見直し、現役世代も受益感覚を得られる「全世代対応型」制度」へ転換するというものです。

◎ 基本的考え方(条文抜粋)

(基本的な考え方)

第二条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。

二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。

三 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。

四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に

要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。

また、社会保障制度改革国民会議の審議結果を踏まえ、平成 25 年に「社会保障改革プログラム法(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律)」が施行され、14～17 年度にかけての社会保障改革の工程を定め、改革の検討項目として、①少子化対策、②医療制度、③介護保険制度、④公的年金制度の 4 項目について、改革が推進されました。

◎ 社会保障制度改革と消費税との関係

当時の野田政権は、自民党・公明党とも合意のうえ、2012 年 8 月の法案で、消費税増税分は全額社会保障に充てることを決定しました。

2015 年作成の政府資料では、消費税増税分(5%→10%への増税分)14 兆円は、1/5(2.8 兆円)が社会保障 4 経費(年金、医療、介護、子育て)の充実に、4/5を財政再建及び財政の安定化に充てる予定でした。

今回の 2%増税分は、財政再建に約 2.8 兆円、社会保障の充実に約 1.1 兆円、少子化対策に約 1.7 兆円と説明されています。

◎ 2040 年を展望した社会保障改革の必要性

社会保障制度は、2025 年問題(団塊の世代が後期高齢者(75 歳以上))年を念頭に進められ、高齢者世代を現役世代が支える世代間扶養の制度から、現役世代も受益を実感できる全世代対応型の制度に転換することによって、とりあえず社会保障・税一体改革が完了したが、今後、2040 年問題(85 歳以上人口が高齢人口の 3 割近くになり、高齢世代がさらに高齢化、就職氷河期に安定した雇用を得ることができなかつた世代がそのまま高齢となり、高齢世代の困窮化が進展)を見据えた検討を進めることが必要とされています。

◎ 2040 年問題への対応

2040 年問題は、現役世代(担い手)の減少が最大の課題ですが、一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇しています。このことを考えれば、高齢者が長く元気に活躍できる社会の実現が求められます。よって、

①多様な就労・社会参加の環境整備

- 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備
- 就職氷河期世代の就職支援等の強化
- 中途採用の拡大

○年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大、私的年金(iDeCo(イデコ)等)の拡充

○地域共生・地域の支え合い

②健康寿命の延伸プラン(※今夏を目途に策定)

○2040 年の健康寿命延伸に向けた目標と 2025 年までの工程表

○①健康無関心層へのアプローチの強化、

②地域・保険者間の格差の解消により、以下の 3 分野を中心に、取組を推進・次世代を含めたすべての人の健やかな生活 習慣形成等・疾病予防・重症化予防・介護予防・フレイル対策、認知症予防

③医療・福祉サービスの改革プラン(※今夏を目途に策定)

○2040 年の生産性向上に向けた目標と 2025 年までの工程表

○以下の 4 つのアプローチにより、取組を推進・ロボット・AI・ICT 等の実用化推進、データヘルス改革・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進・組織マネジメント改革・経営の大規模化・協働化

④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

に配慮した制度改革を推進することとしています。

◎ 最後に

2019 年度予算ベースの社会保障給付費は、123.7 兆円であり、対 GDP 比 21.9%に及んでいます。

しかも、48.8 兆円(40.6%)は、税金で賄っています。少子高齢化が進む日本は、その対策に右往左往していますが、そろそろ社会保障のあり方を本来の原則に戻す時期(甘い汁を苦い汁にすることに抵抗はあるが)に来ているのかもしれない。すなわち、人が生活を営む原点は、自助努力が基本で、不足部分を共助で補う。

そして、公助の部分は最後の手段であるということです。痛みがあっても、この自助・共助・公助のバランスと内容を再考すべき時期に来ているように思われます。

セミナーの実施予定

○ 9 月のセミナーは、

・日時:9月24日(火)15:00～16:30

・場所:援護協会6F会議室

・講師:(株)キャリア・ブレーション代表取締役白根陸夫氏

・演題:調整中

・その他:セミナー終了後、有志によるお茶会予定(90分)